

保障が充実。  
なのに、ムダがない医療保険。

「生きる」を創る。  
**Aflac**

**NEW**  
医療保険  
**EVER**  
*Prime*



**No.1** がん保険  
医療保険  
保有契約件数  
令和元年版 インシュアランス生命保険統計号  
約**4世帯に1世帯**がアフラックの保険に加入  
（詳細はホームページをご確認ください）

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。  
商品内容がお客様のご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。

ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、裏面に記載の募集代理店までご連絡ください。

| このパンフレットで<br>ご案内する保障分野 | 病気やケガの保障<br>（がんや重大疾病の保障も含む）                                                   | がんや重大疾病<br>（特定の疾病）の保障                                                                                                  | 介護や障がい<br>の保障                                       | 死亡時<br>の保障 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------|
| 対応する<br>商品・特約          | 医療保険 EVER Prime<br>通院特約<br>女性疾病入院特約<br>女性特定手術特約<br>就労所得保障一時金特約<br>精神疾患保障一時金特約 | ケガの特約<br>総合先進医療特約<br>入院一時金特約<br>三大疾病無制限入院特約<br>三大疾病保険料払込免除特約<br>三大疾病一時金特約<br>特定生活習慣病保障特約<br>就労所得保障一時金特約<br>精神疾患保障一時金特約 | 就労所得保障一時金特約<br>精神疾患保障一時金特約<br>介護一時金特約<br>認知症介護一時金特約 | 終身特約       |

このパンフレットではご案内しておりません 貯蓄（教育資金や老後生活資金準備など）

この「パンフレット」は記載の保険の概要を説明しています。ご契約の際には  
「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

- ・「パンフレット」に記載の保障内容などは2021年1月18日現在のものです。
- ・「パンフレット」に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

伝わるデザイン  
**UCDA**  
第三者認証

1S2008004(1)

この制作物は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって伝わりやすいデザインであると認証したものです。

#### お問い合わせ、お申込みは

＜募集代理店＞（アフラックは代理店制度を採用しています）

＜引受保険会社＞

**Aflac アフラック**

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル  
**URL** <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について  
コールセンター **0120-5555-95**  
月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00  
※祝日・年末年始を除きます。

がん保険・医療保険 保有契約件数

<sup>(※1)</sup>  
**No.1**のアフラックが、  
お届けする医療保険。

「医療保険 EVER Prime」は、

ライフステージの変化に合わせて、その時々で必要な保障を変えられるため、

**ムダなく最適な保障**を備えていただけます。

さらに、**三大疾病**や**特定生活習慣病**にも手厚く備えられるなど、

**豊富な特約ラインナップ**をご用意し、

お客様一人ひとりのニーズに、より一層きめ細やかにお応えする

**充実した医療保険**です。

(※1) 令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

保険の入り方を、変えよう。

**アフラック式**

## パワーアップした 「医療保険 EVER Prime」の特長

「健康祝金ありプラン」に「三大疾病一時金特約」「特定生活習慣病保障特約」を付加した場合の特長

特長1  
基本保障

**三大疾病<sup>(※2)</sup>**による長期入院は**日数無制限**で保障。  
**NEW**  
**短期入院<sup>(※3)</sup>**でも**一律10日分**の入院給付金を、  
**NEW**  
**日帰り手術**でも、手術給付金に加え、**通院給付金**を  
お受取りいただけます。

特長2  
選べる  
特約

**三大疾病**で手術または入院をしたとき<sup>(※4)</sup>に一時金をお受取りいただけます。  
**NEW**  
また糖尿病の合併症などの**特定生活習慣病<sup>(※5)</sup>**にも  
手厚く備えることができます。

特長3  
選べる  
プラン

所定の条件を満たした場合、  
**NEW**  
3年に1度**健康祝金**をお受取りいただけます。

(※2) 三大疾病とは、がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患を指します。

(※3) **日帰り入院**を含む10日以内の入院の場合

(※4) がん(悪性新生物)の場合は、診断確定されたときを含む。  
支払事由の詳細は10ページをご確認ください。

(※5) 特定生活習慣病とは、肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病の合併症を指します。

健康に不安のある方へ 11ページ

健康に不安のある方も  
お申込みいただけます。

健康状態に不安があって、医療保険のご加入  
をあきらめていた方も、保険料を割増してご契  
約をお引受けできる場合があります。

ご契約後のサービス 17ページ

充実の付帯サービスを  
ご利用いただけます。

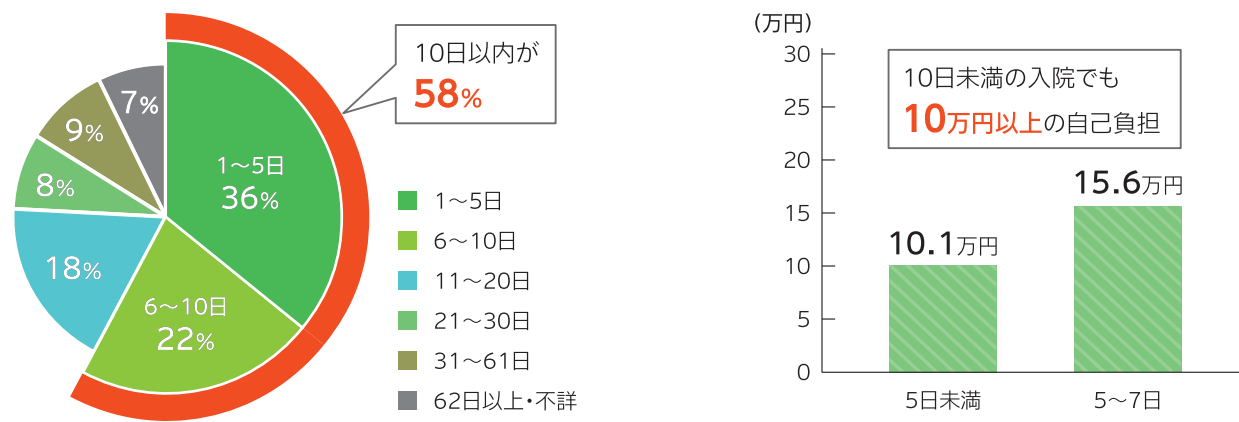
「24時間健康電話相談サービス」「セカンドオ  
ピニオンサービス」など、病気やケガをしたとき  
の不安や悩みなどを幅広くサポートします。

# 医療環境の変化や特定の病気など への備えが必要です。

## 入院

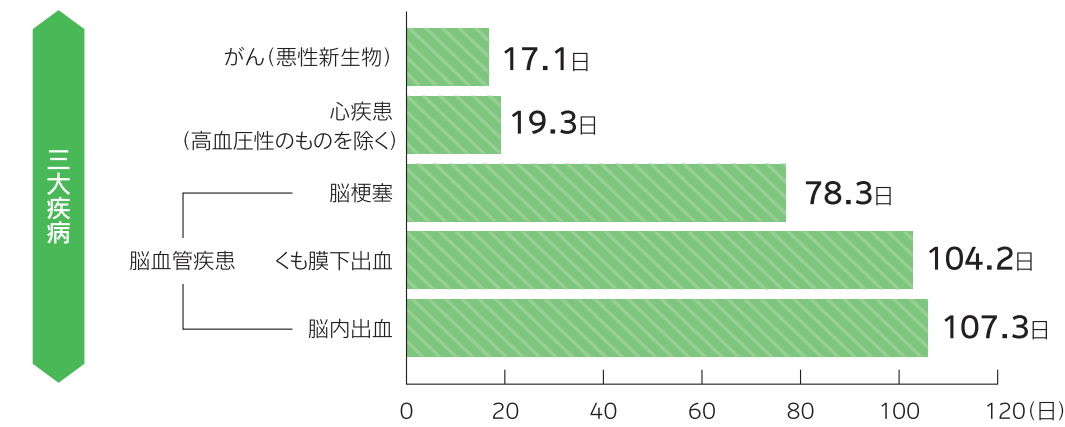
■ **短期入院**でも**まとまった費用**が必要になります。

▶ 入院日数の割合(\*1) ※入院した日を入院1日目として計算 ▶ 入院日数別自己負担費用の平均(\*2)



■ **三大疾病**の入院は**長期にわたる**場合があります。

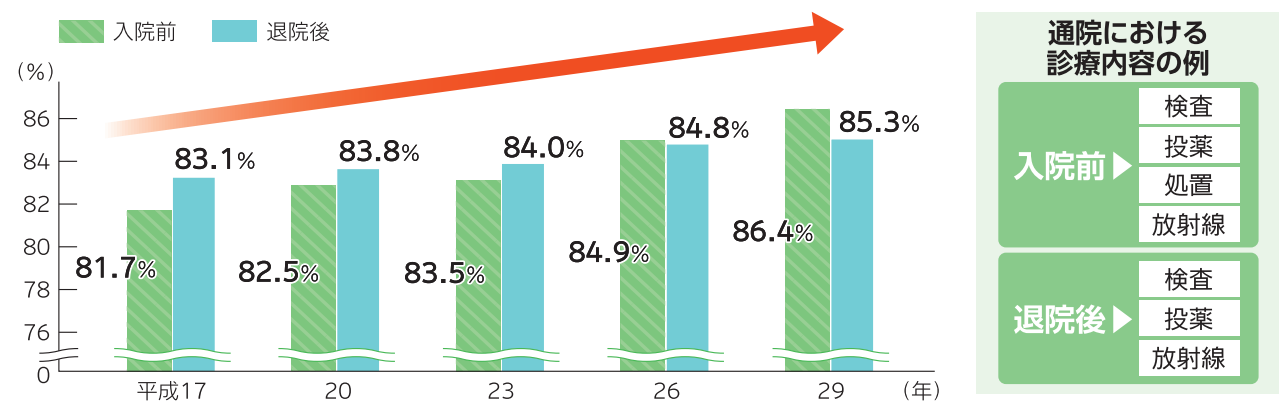
▶ 退院患者の平均在院日数(\*1)



## 通院

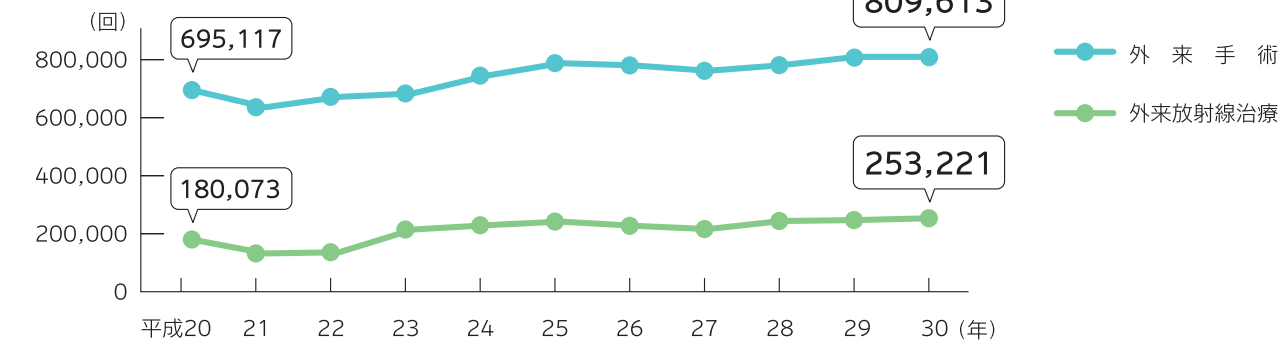
■ 入院前後に通院する人の割合は**8割**を超えています。

▶ 入院前、退院後に通院する人の割合(\*3)



■ **外来(日帰り)**で受ける**手術・放射線治療**が増えてきているため、**前後の通院**に備える必要があります。

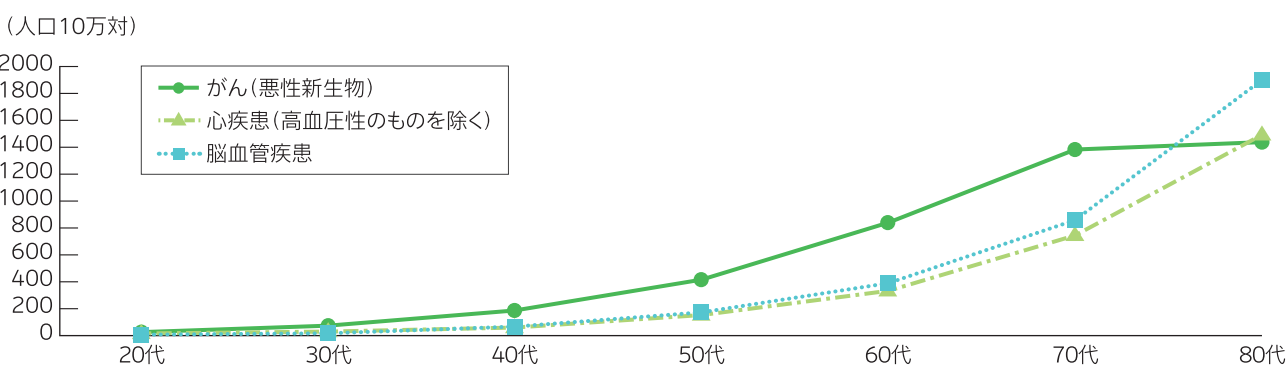
▶ 外来手術・外来放射線治療の診療回数の推移(\*4)



## 三大疾病・生活習慣病

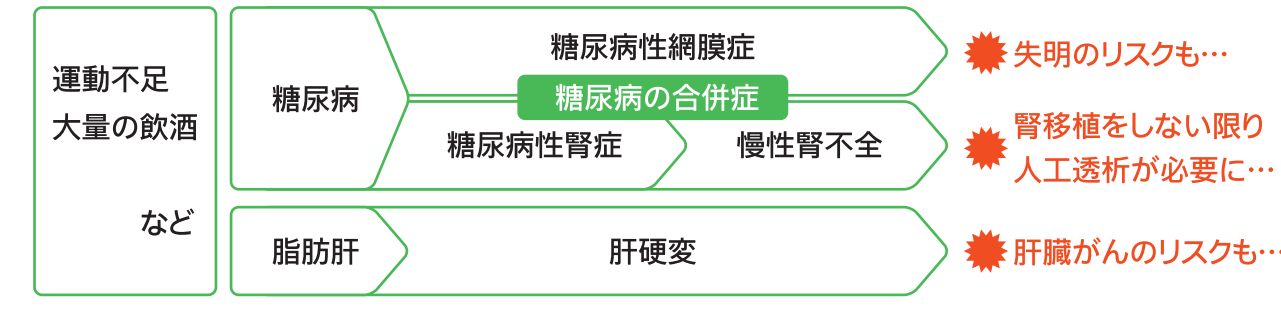
■ **三大疾病**のリスクは**40代以降**高まります。

▶ 三大疾病の受療率(\*1)



■ **生活習慣病**が改善せず、病状が悪化した場合、**様々なリスク**があります。

▶ 生活習慣病が改善せず、病状が悪化した場合の例



(\*1) 厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとにアフラック作成

(\*2) (公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」

※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

(\*3) 厚生労働省「平成17、20、23、

※通院には在宅医療(往診)を

(\*4) 厚生労働省「平成20～30年

26、29年 患者調査」をもとにアフラック作成

含む ※割合を求めた総数から「他の病院・診療所に入院」の数を除いて表示

社会医療診療行為別調査」をもとにアフラック作成

保障内容

|       |                  |                                                                                                                               | 入院給付金日額<br>5,000円                                                      | 入院給付金日額<br>10,000円                                                       | 健康祝金<br>なし<br>プラン | 健康祝金<br>あり<br>プラン |
|-------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 入院    | 疾病・災害<br>入院給付金   | 病気・ケガの治療を目的として入院したとき                                                                                                          | 10日以内の場合<br>一律10日分<br><b>5万円</b><br>11日以上の場合<br>1日につき<br><b>5,000円</b> | 10日以内の場合<br>一律10日分<br><b>10万円</b><br>11日以上の場合<br>1日につき<br><b>10,000円</b> | ●                 | ●                 |
|       | 三大疾病<br>無制限入院給付金 | 三大疾病(がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患)の<br>治療を目的として疾病・災害入院給付金の<br>支払限度日数をこえる入院をしたとき                                                        | 1日につき<br><b>5,000円</b>                                                 | 1日につき<br><b>10,000円</b>                                                  | ●                 | ●                 |
| 手術    | 手術給付金            | 外来手術<br>外来による手術を受けたとき(特定手術を除く)                                                                                                | 外来手術増額特則を付加した場合<br>1回につき<br><b>5万円</b>                                 | 外来手術増額特則を付加した場合<br>1回につき<br><b>10万円</b>                                  | ●                 | ●                 |
|       |                  | 入院手術<br>入院中に手術を受けたとき(特定手術を除く)                                                                                                 | 1回につき<br><b>5万円</b>                                                    | 1回につき<br><b>10万円</b>                                                     | ●                 | ●                 |
|       |                  | 特定手術<br>特定手術を受けたとき<br>がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術など                                                                       | 1回につき<br><b>20万円</b>                                                   | 1回につき<br><b>40万円</b>                                                     | ●                 | ●                 |
| 放射線治療 | 放射線治療給付金         | 病気・ケガの治療を目的として<br>放射線治療を受けたとき                                                                                                 | 1回につき<br><b>5万円</b>                                                    | 1回につき<br><b>10万円</b>                                                     | ●                 | ●                 |
| 通院    | 疾病・災害<br>通院給付金   | 入院・手術・放射線治療の前後に、<br>病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき                                                                                     | 1日につき<br><b>5,000円</b>                                                 | 1日につき<br><b>10,000円</b>                                                  | ●                 | ●                 |
| 祝金    | 健康祝金             | 健康祝金支払判定期間 <sup>(※1)</sup> 中に継続10日以上入院に<br>対する疾病・災害入院給付金のお支払いがなく、<br>3年ごとの健康祝金支払基準日 <sup>(※2)</sup> に生存しているとき <sup>(※3)</sup> | 3年ごとに<br><b>2.5万円</b>                                                  | 3年ごとに<br><b>5万円</b>                                                      | —                 | ●                 |

保険期間  
終身

**プラス** ニーズに応じて付加できます。

三大疾病保険料払込免除

免除事由に該当したとき **以後の 保険料のお払込みは不要です**

保障は継続します

(※1) 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のこと

(※2) 契約日から起算した3年ごとの年単位の契約応当日のこと

(※3) 90歳となる年単位の契約応当日の翌日以後は、健康祝金のお支払いはありません。

**!** 三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)の保障開始まで、  
3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。

疾病・災害入院給付金、三大疾病無制限入院給付金および疾病・災害通院給付金の日額は、  
ご希望により、記載以外の金額を設定することも可能です。

## 選べる特約

# ニーズに合わせて基本 保障に追加できます。

- 女性特有の病気、女性がかかりやすい病気やすべてのがんなどの治療を目的とした入院を保障

|      |           |       |        |            |
|------|-----------|-------|--------|------------|
| 女性疾病 | 女性疾病入院給付金 | 1日につき | 5,000円 | 保険期間<br>終身 |
|------|-----------|-------|--------|------------|

⚠ 「医療保険 EVER Prime」に女性疾病入院特約(女性疾病入院給付金)を付加すると「医療保険 レディース EVER Prime」となります。

- 乳房、子宮、卵巣に対する所定の手術を保障

|        |           |       |      |                       |
|--------|-----------|-------|------|-----------------------|
| 女性特定手術 | 女性特定手術給付金 | 1回につき | 20万円 | 保険期間<br>10年満期<br>自動更新 |
|        | 乳房再建給付金   | 1回につき | 50万円 |                       |

⚠ 乳房に関する保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。

- がん(悪性新生物)と診断確定されたときや心疾患・脳血管疾患の手術や入院をしたときに一時金で保障

|      |         |                         |      |            |
|------|---------|-------------------------|------|------------|
| 三大疾病 | 三大疾病一時金 | 特約給付金額 50万円の場合<br>1回につき | 50万円 | 保険期間<br>終身 |
|------|---------|-------------------------|------|------------|

⚠ がん(悪性新生物)の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。

- 特定の生活習慣病(肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病の合併症)の手術や入院などをしたときに給付金で保障

|       |                  |                       |      |            |
|-------|------------------|-----------------------|------|------------|
| 生活習慣病 | 特定生活習慣病<br>保障給付金 | 特約給付金額 50万円の場合<br>第1回 | 50万円 | 保険期間<br>終身 |
|       |                  | 第2回以降<br>第5回まで        | 25万円 |            |

- 所定の就労困難状態になったときに一時金で保障

|      |               |                         |       |                                 |
|------|---------------|-------------------------|-------|---------------------------------|
| 就労所得 | 就労所得保障<br>一時金 | 特約給付金額 100万円の場合<br>1回限り | 100万円 | 保険期間<br>60歳満期<br>65歳満期<br>70歳満期 |
|      | 精神疾患保障<br>一時金 | 特約給付金額 100万円の場合<br>1回限り | 100万円 |                                 |

- 所定の要介護状態になったときに一時金で保障

|        |          |                         |       |            |
|--------|----------|-------------------------|-------|------------|
| 介護・認知症 | 介護一時金    | 特約給付金額 100万円の場合<br>1回限り | 100万円 | 保険期間<br>終身 |
|        | 認知症介護一時金 | 特約給付金額 100万円の場合<br>1回限り | 100万円 |            |

- ケガの治療や通院を保障

|    |         |        |        |              |
|----|---------|--------|--------|--------------|
| ケガ | 特定損傷給付金 | 一時金として | 5万円    | 保険期間<br>1年満期 |
|    | 災害通院給付金 | 1日につき  | 3,000円 |              |

⚠ 主契約の保険料が払込免除となった場合、消滅します。

- 病気・ケガで先進医療を受けた場合に保障

|      |         |                                                    |                       |
|------|---------|----------------------------------------------------|-----------------------|
| 先進医療 | 先進医療給付金 | 1回につき<br>先進医療にかかる技術料のうち<br>自己負担額と同額<br>通算2,000万円まで | 保険期間<br>10年満期<br>自動更新 |
|------|---------|----------------------------------------------------|-----------------------|

⚠ 先進医療とは厚生労働大臣が認める医療技術で、対象となる疾患・症状等および実施する医療機関が限定されています。  
これらは、随時見直され「先進医療」から除外された場合は保障の対象となりません。

- 疾病・災害入院給付金が支払われたときに一時金で保障

|       |       |                           |     |            |
|-------|-------|---------------------------|-----|------------|
| 入院一時金 | 入院一時金 | 特約給付金額 5万円の場合<br>1回の入院につき | 5万円 | 保険期間<br>終身 |
|-------|-------|---------------------------|-----|------------|

- 死亡・高度障害となった場合に備える保障

|         |           |                 |            |
|---------|-----------|-----------------|------------|
| 死亡・高度障害 | 特約死亡保険金   | 特約保険金額 100万円の場合 | 保険期間<br>終身 |
|         | 特約高度障害保険金 | 100万円           |            |

給付金を受け取れる条件をチェック

給付金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

| 基本保障  | 給付金名称              | 主契約・特約・特則名称                         | 支払事由／免除事由                                                                                                                                                                                                      | 支払限度                                                                            |
|-------|--------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|       | 疾病入院給付金<br>災害入院給付金 | <div>主契約</div> 医療保険<br>〔無解約払戻金2020〕 | 病気・ケガの治療を目的として入院したとき                                                                                                                                                                                           | ・病気・ケガそれぞれ、<br>1回の入院につき最高60日<br>（120日型は120日）まで<br>・病気・ケガそれぞれ<br>通算1,095日まで      |
|       | 三大疾病無制限<br>入院給付金   | 三大疾病無制限<br>入院特約〔2020〕               | つぎの①および②を満たす入院をしたとき<br>①がん（悪性新生物）、心疾患または脳血管疾患の治療を<br>目的とする入院<br>②つぎの（ア）または（イ）のいずれかに該当する入院<br>（ア）主契約で支払われる1回の入院の支払限度日数<br>（60日または120日）をこえる入院<br>（イ）主契約で支払われる入院給付金の通算支払限度日数<br>（1,095日）をこえる入院                    | 日数無制限                                                                           |
|       | 手術給付金              | <div>主契約</div> 医療保険<br>〔無解約払戻金2020〕 | つぎのいずれかに該当したとき<br>①特定手術を受けたとき<br>②入院中に手術を受けたとき（①および④を除く）<br>③外来による手術を受けたとき（①および④を除く）<br>④責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した<br>日の翌日以後に、骨髄幹細胞の採取術を受けたとき                                                                 | ・一連の手術については<br>14日間に1回<br>・回数無制限                                                |
|       | 放射線治療給付金           |                                     | 病気・ケガの治療を目的として放射線治療を受けたとき                                                                                                                                                                                      | ・60日に1回<br>・回数無制限                                                               |
|       | 疾病通院給付金<br>災害通院給付金 | 通院特約〔2020〕                          | 疾病・災害通院期間（＊1）中に、つぎの①から③のいずれかに<br>該当する通院をしたとき<br>①主契約の疾病・災害入院給付金が支払われる入院の原因<br>となった病気・ケガの治療を目的とする通院<br>②主契約の手術給付金が支払われる手術（＊2）の原因と<br>なった病気・ケガの治療を目的とする通院<br>③主契約の放射線治療給付金が支払われる放射線治療の<br>原因となった病気・ケガの治療を目的とする通院 | ・疾病・災害通院期間中の<br>通院について、病気・ケガ<br>それぞれ30日<br>・病気・ケガそれぞれ<br>通算1,095日まで             |
|       | 健康祝金               | 健康祝金特則                              | つぎの①から②のすべてに該当したとき<br>①3年ごとの健康祝金支払基準日（＊3）に被保険者が生存<br>しているとき<br>②健康祝金支払判定期間（＊4）に継続して10日以上入院<br>に対する疾病・災害入院給付金が支払われなかったとき                                                                                        | 被保険者の年齢が90歳となる<br>年単位の契約応当日まで                                                   |
| 選べる特約 | 保険料払込免除            | 三大疾病保険料<br>払込免除特約〔2020〕             | がん（悪性新生物）の場合<br>初めてがんと診断確定されたとき<br>急性心筋梗塞・脳卒中の場合<br>治療を目的として手術または入院をしたとき<br>心疾患・脳血管疾患（急性心筋梗塞・脳卒中を除く）の場合<br>治療を目的として手術または継続10日以上入院をしたとき                                                                         | —                                                                               |
|       | 女性疾病入院給付金          | 女性疾病入院特約<br>〔2020〕（＊5）              | 女性特定疾病の治療を目的として入院したとき                                                                                                                                                                                          | ・1回の入院につき最高60日<br>（120日型は120日）まで<br>・通算1,095日まで                                 |
|       | 女性特定手術給付金          | 女性特定手術特約                            | 病気・ケガの治療を目的としてつぎの手術を受けたとき<br>・乳房観血切除術<br>・子宮全摘出術<br>・卵巣全摘出術                                                                                                                                                    | 更新後の保険期間を含め、<br>・乳房観血切除術：<br>1乳房につき1回ずつ<br>・子宮全摘出術：1回<br>・卵巣全摘出術：<br>1卵巣につき1回ずつ |
|       | 乳房再建給付金            |                                     | 女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた<br>後に乳房再建術を受けたとき                                                                                                                                                                    | 更新後の保険期間を含め、<br>1乳房につき1回ずつ                                                      |

（＊1）つぎの①②を合わせた期間をいいます。  
①入院開始日の前日または手術もしくは放射線治療を受けた日  
から遡って60日以内の期間  
②退院日の翌日または手術もしくは放射線治療を受けた日の翌日  
から120日以内の期間

（＊2）骨髄幹細胞の採取術を除きます。

（＊3）契約日から起算した3年ごとの年単位の契約応当日のこと

（＊4）契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康  
祝金支払基準日の前日までの間のこと

（＊5）「医療保険 EVER Prime」に女性疾病入院特約をプラスすると  
「医療保険 レディース EVER Prime」になります。

（＊6）複数回入院した場合で、それらの入院が「1回の入院」とみなされる  
ときは、1回分のみお支払いします。  
（「1回の入院」とみなされる場合については13ページを参照）

選べる特約

| 給付金名称            | 特約名称                      | 支払事由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 支払限度                                             |
|------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 三大疾病一時金          | 三大疾病一時金特約<br>〔2020〕       | 【第1回】<br>がん（悪性新生物）の場合<br>初めてがんと診断確定されたとき<br>急性心筋梗塞・脳卒中の場合<br>治療を目的として手術または入院をしたとき<br>心疾患・脳血管疾患（急性心筋梗塞・脳卒中を除く）の場合<br>治療を目的として手術または継続10日以上入院をしたとき<br>【第2回以降】<br>がん（悪性新生物）の場合<br>つぎのいずれかに該当したとき<br>①初めてがんと診断確定された場合<br>がんと診断確定されたとき<br>②上記①以外の場合<br>がんと診断確定されていて、治療を目的として入院をしたとき<br>急性心筋梗塞・脳卒中の場合<br>治療を目的として手術または入院をしたとき<br>心疾患・脳血管疾患（急性心筋梗塞・脳卒中を除く）の場合<br>治療を目的として手術または継続10日以上入院をしたとき | ・1年に1回限り<br>・回数無制限                               |
| 特定生活習慣病<br>保障給付金 | 特定生活習慣病<br>保障特約           | 【第1回】つぎの①から③のいずれかに該当したとき<br>①肝硬変または慢性膵炎で入院したとき<br>②慢性腎不全でつぎのいずれかに該当したとき<br>（ア）永続的な人工透析療法を開始したとき<br>（イ）腎移植術を受けたとき<br>③糖尿病を原因としてつぎのいずれかに該当したとき<br>（ア）糖尿病性網膜症で網膜または硝子体に対する手術<br>を受けたとき<br>（イ）糖尿病性壊疽で手指または足指の第一関節以上の<br>切断術（四肢切断術を含む）を受けたとき<br><br>【第2回以降第5回まで】第1回の給付金の支払事由該当日<br>の後に到来する支払事由該当日の年単位の応当日に被保<br>険者が生存しているとき                                                               | 1回限り<br><br>4回                                   |
| 就労所得保障<br>一時金    | 就労所得保障<br>一時金特約           | 就労困難状態A（15ページ参照）に該当し、その状態が該当<br>した日からその日を含めて60日継続したと医師によって<br>診断されたとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1回限り                                             |
| 精神疾患保障<br>一時金    | 精神疾患保障<br>一時金特約           | 所定の精神疾患により、就労困難状態B（15ページ参照）に<br>該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日<br>継続したと医師によって診断されたとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1回限り                                             |
| 介護一時金            | 介護一時金特約                   | つぎのいずれかに該当したとき<br>①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当<br>していると認定されたとき<br>②日常生活動作における要介護状態（16ページ参照）が<br>180日以上継続したとき<br>③認知症による要介護状態（16ページ参照）が90日以上<br>継続したとき                                                                                                                                                                                                                                  | 1回限り                                             |
| 認知症介護一時金         | 認知症介護<br>一時金特約            | 認知症による要介護状態（16ページ参照）が90日以上継続<br>したとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1回限り                                             |
| 特定損傷給付金          | 傷害特約<br>〔医療保険〕<br>（ケガの特約） | 骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を受けたとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ・同一の事故による<br>お支払いは1回のみ<br>・継続後の保険期間を<br>含め、10回まで |
| 災害通院給付金          |                           | ケガで通院したとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ・同一の事故につき<br>最高30日まで<br>・継続後の保険期間を<br>含め、180日まで  |
| 先進医療給付金          | 総合先進医療特約<br>〔2012〕        | 病気・ケガで先進医療を受けたとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 更新後の保険期間を含め、<br>通算2,000万円まで                      |
| 入院一時金            | 入院一時金特約<br>〔2020〕         | 主契約の疾病・災害入院給付金が支払われる入院をしたとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 回数無制限（＊6）                                        |
| 特約死亡保険金          | 終身特約                      | 死亡したとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | いずれか1回限り                                         |
| 特約高度障害保険金        | 〔低解約払戻金〕                  | 所定の高度障害状態になったとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                  |

# 「医療保険 EVER Prime」は、 病気になった人もお申し込みいただける医療保険です。

このような理由であきらめていませんか？

**現在、**  
病気で**通院**し、  
**薬**も飲んでいる



**持病・既往症**  
がある



**過去に、**  
**入院・手術**を  
したことがある



例えば

このような方もお引受けできる場合があります。

割増された保険料をお払込みいただく「特別保険料率に関する特則」を付けて、ご契約をお引受けできる場合があります。ただし、被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

**糖尿病で治療中の方** (2年以内の入院や合併症がない場合)

**慢性気管支炎をお持ちの方** (2年以内の入院がない場合)

**C型肝炎で通院中の方** (2年以内の入院がない場合)



※上記のお引受けの可能性がある例について、2年以内の入院や合併症などがない場合でも、入院歴や診療状況などによっては、お引受けできない場合があります。

※上記の例は、2021年1月18日現在のものであり、「特別保険料率に関する特則」を付加してご契約いただける条件は、今後変更となる可能性があります。



健康状態・今までの病歴・ご職業・既にご契約されている当社保険との通算などにより、ご契約をお引受けできない場合があります。また、特定の病気や身体部位または状態について保障しない「特別条件特則」を付けてご契約をお引受けできる場合があります。

お客様の健康状態に合わせて、  
主契約・特約ごとに合理的な保険料を設定します。

## お申込みの流れ

ご希望の保障内容でお申込みください。

電子端末でお申込み



電子端末でのお申込みの場合、その場で健康状態に応じた保障内容、保険料率を判定し、お申込みいただけます。(\*)

紙の申込書でお申込み



または

告知いただいた内容などに基づき、お引受け内容を決定

主契約・特約ごとに健康状態に合わせて保険料率を設定

お申込み時の  
保険料率から変更なし

お申込み時の保険料率から  
主契約・特約ごとに変更(割増)あり

アフラックから  
保険契約内容確認書を送付

変更後の保険料をご確認のうえ、  
ご了承いただける場合は  
**確認書をご返送ください。**

期限までにアフラックにご返送いただけない場合は、お申込みが不成立となります。

※保障内容の変更などをご希望の場合は、  
募集代理店にご連絡ください。

ご契約の  
再申込みは  
不要

ご契約が成立

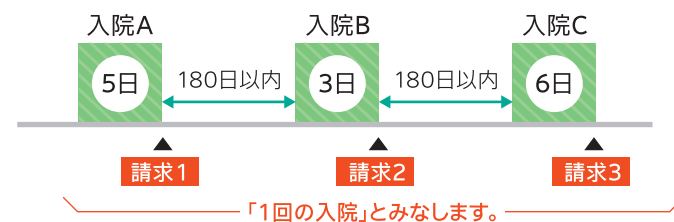
(\*)告知いただいた内容によっては、電子端末で保障内容、保険料率を判定できない場合があります。  
※「特別条件特則」を付加してお引受け可能となる場合なども「保険契約内容確認書」をお送りし、  
ご意向を確認させていただきます。

Q1

病気で入院をした際に、1度退院して、また入院をしました。  
入院給付金は、何日分受取れますか。

A1

退院した翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、同一の病気（同一の不慮の事故）であるか否かにかかわらず、「1回の入院」とみなします。  
ご請求時点ですすでにお支払いしている入院給付金があるときは、通算した入院日数からすでにお支払いしている日数を差し引いて入院給付金をお支払いします。



請求1 10日分の入院給付金をお支払いします。

請求2 請求2時点での通算入院日数は8日間です。  
請求1で10日分の入院給付金をお支払いしているため、お支払いしません。

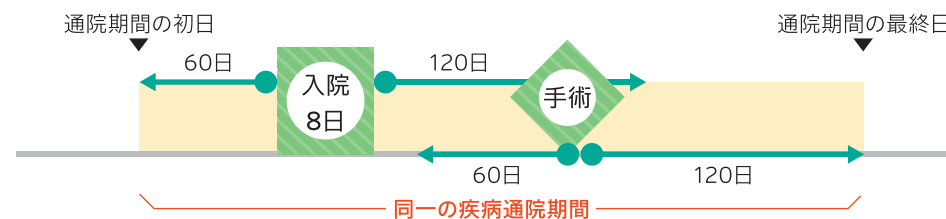
請求3 請求3時点での通算入院日数は14日間です。  
請求1で10日分の入院給付金をお支払いしているため、4日分をお支払いします。

Q2

病気で入院した後、外来手術をした場合、  
「通院特約」の保障の対象となる疾病通院期間はどのようにしますか。

A2

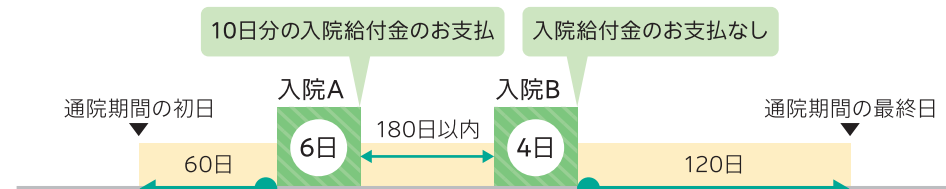
疾病通院期間が重複するときは、すべての疾病通院期間の初日から最終日までを同一の疾病通院期間とします。



参考

複数回入院をした場合で、それらの入院が「1回の入院」とみなされるときは  
疾病（災害）通院期間

主契約で「1回の入院」とみなされる場合で、最初の入院時点で10日分の入院給付金が支払われたことにより、2回目以降の入院で入院給付金の支払がされないときであっても、通院期間は最終の入院の退院日の翌日から起算します。



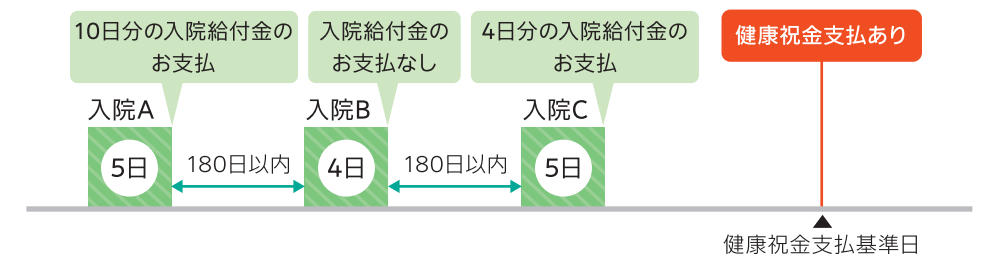
Q3

健康祝金はどのようなときに支払われますか。

A3

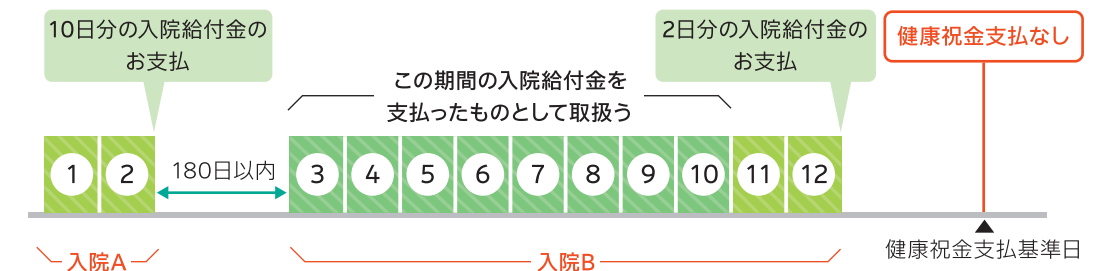
例1 健康祝金支払判定期間内に10日以内の入院を180日以内に複数回した場合

入院A・入院B・入院Cは、継続して10日以上入院をしていないため、健康祝金をお支払いします。



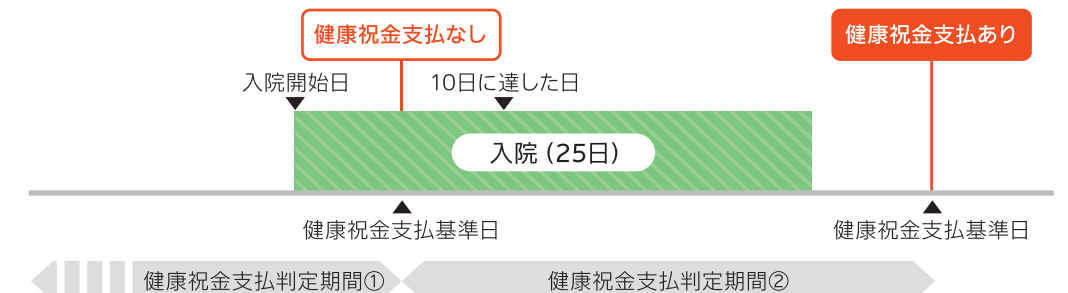
例2 2日間入院した後、180日以内に10日間入院した場合

入院Bの支払は2日分ですが、継続10日以上入院に対して10日分の支払があったとみなされるため、この健康祝金支払判定期間における健康祝金はお支払いしません。



例3 健康祝金支払基準日を含んで継続10日以上入院をしている場合

この入院は、入院開始日の属する健康祝金支払判定期間①における入院とみなされます。その結果、健康祝金支払判定期間②における入院がなくなり、健康祝金をお支払いします。



## Q4

就労所得保障一時金の「就労困難状態A」とはどのような状態ですか。

## A4

お支払いの対象となる「就労困難状態A」とは、被保険者が病気またはケガなどにより、以下の①入院または②在宅療養(a)(b)(c)のいずれかに該当する状態をいいます(精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます)。

被保険者が「就労困難状態A」に該当したか否かは、当社所定の診断書等を用いて医師が証明した内容を確認して判断します。それまでに従事していた仕事ができるかどうかで判断するものではありません。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①入院   | 医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ②在宅療養 | <p>(a)医師による治療が継続しており、かつ日本国内にある自宅など(障害者支援施設などを含みます)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し、自宅などからの外出が困難な状態</p> <p>病院への通院など必要最低限の外出を除き、医師により活動範囲が自宅などに制限されている状態となります。それまで従事していた仕事ができなくても、医師による治療が終了している場合や医学的にみて自宅などからの外出が可能である場合には、お支払いの対象になりません。</p> <p>(b)所定の特定障害状態に該当した状態<br/>※特定障害状態とは、国民年金法で定める障害等級1級または2級に相当する状態として当社が定めた状態をいいます。</p> <p>(c)国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態</p> |

⚠ お支払いできない例 男性 53歳(受傷時) 職業:会社員(営業)

転倒により右足を骨折し、30日間入院。退院後も、ギプスで右足を固定しており、受傷後60日を超えてもギプスが外れず、営業の仕事に復帰できませんでした。しかし、松葉杖を使えば外出ができ、通院以外の目的でも日常的に外出が可能な状態でした。

上記の例における退院後の期間は「就労困難状態A」には該当しないため、お支払い対象にはなりません。



## Q5

精神疾患保障一時金の「就労困難状態B」とはどのような状態ですか。

## A5

お支払いの対象となる「就労困難状態B」とは、被保険者が所定の精神疾患により、以下の①②③のいずれかに該当する状態をいいます。

被保険者が「就労困難状態B」に該当したか否かは、当社所定の診断書等を用いて医師が証明した内容を確認して判断します。それまでに従事していた仕事ができるかどうかで判断するものではありません。

|   |                                                                           |
|---|---------------------------------------------------------------------------|
| ① | 入院:医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること |
| ② | 国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態                                              |
| ③ | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障害等級1級または2級に認定された状態                                |

## Q6

介護一時金の「所定の要介護状態」とはどのような状態ですか。

## A6

「所定の要介護状態」とは、つぎの①②③いずれかに該当したときをいいます。

- ① 公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態(\*)に該当していると認定されたとき
- ② 日常生活動作における要介護状態 が180日以上継続したとき
- ③ 認知症による要介護状態 が90日以上継続したとき

(\*)「公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

日常生活動作における要介護状態 とは以下のとおりです。

「日常生活動作における要介護状態」とは、つぎの(1)および(2)のすべてに該当し、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。

|     |                                                          |                              |
|-----|----------------------------------------------------------|------------------------------|
| (1) | 右記の①および②のうち、いずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること               | ① 寝返り ② 歩行                   |
| (2) | 右記の①②③④のうち、いずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または「全介助を要する状態」であること | ① 衣服の着脱 ② 入浴<br>③ 食物の摂取 ④ 排泄 |

## Q7

認知症介護一時金の「認知症による要介護状態」とはどのような状態ですか。

## A7

認知症による要介護状態 とは、器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

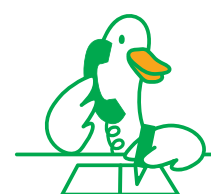
「器質性認知症」とは、つぎの①②両方に該当する所定の認知症をいいます。

- ① 脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

「見当識障害」とは、つぎの①②③いずれかに該当することをいいます。

- ① 常時、時間の見当識障害があること  
・ 季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと
- ② 場所の見当識障害があること  
・ 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと
- ③ 人物の見当識障害があること  
・ 日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

# ご契約後のサービス



ダックの  
医療相談  
サポート

健康や  
病気や

医療・介護に関する相談、  
ケガをしたときの不安や悩みなどを幅広くサポートします。



## 健康や医療に関する 相談をしたい

### オンライン医療相談サ ービス

相談料 **無料**

提供：(株)メディカルノート

【ご利用できる方】 ご契約者様

専門医を中心とした医療チームに、病気や身体に関する様々な悩みを  
月10回まで無料でご相談いただけます。一つのご相談に対しては  
何度でも追加質問ができますので、納得のいくまでご相談が可能です。  
※法人契約の場合や、ご契約を解約した場合は、本サービスはご利用いただけません。

### 24時間健康電話相談 サービス

相談料・通話料<sup>(※1)</sup> **無料**

(※1)携帯電話の場合は通話料がかかります  
提供：(株)ウェルネス医療情報センター

【ご利用できる方】 ご契約者様とその ご家族

健康や医療に関するご相談に看護師などの医療専門スタッフ(医師を除く)が、  
24時間365日お電話でお応えします。



## 専門のお医者さんを探したい

医師の紹介およびセカンド  
オピニオン受診費用<sup>(※2)</sup> **無料**

(※2)検査や治療等にかかる費用はご利用者様負担  
提供：(株)法研

【ご利用できる方】 被保険者様

### セカンドオピニオン サービス

ベストドクターズ®・サービス

優秀な医師<sup>(※3)</sup>の紹介を受け、診断や治療方針・方法などについての  
セカンドオピニオンを求めることができます。

### 治療を目的とした 専門医紹介サービス

ベストドクターズ・サービス

医師同士の相互評価で一定の評価を得た優秀な医師<sup>(※3)</sup>を  
ご紹介します。

Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc. の商標です。(※3)登録されている医師は約6,500名(2020年3月現在)



## こころの悩みについて 相談したい

相談料<sup>(※4)</sup>・通話料 **無料**

(※4)医師との面談にかかる費用はご利用者様負担  
提供：(株)保健同人社

【ご利用できる方】 被保険者様

### メンタルヘルス 電話相談サービス

こころの悩みや不安に対するご相談に医師や心理専門相談員が  
お電話でお応えします。

### メンタルヘルス 面談サービス

全国約180か所<sup>(※5)</sup>の提携機関にて、医師や心理専門相談員による  
面談をご利用できます。

※心理専門相談員への相談は1年間に5回まで無料(※4)です。  
6回目以降は有料となります(4月1日～翌年3月31日までの期間を1年間とします)。

(※5)2020年8月現在



## 介護に関する相談をしたい

相談料・通話料<sup>(※6)</sup> **無料**

(※6)携帯電話の場合は通話料がかかります  
提供：(株)ウェルネス医療情報センター

【ご利用できる方】 ご契約者様とご家族

### 介護 電話相談サービス

公的介護保険の詳細やホームヘルパーの依頼先など、  
介護に関するご相談に専門スタッフがお応えします。

#### ダックの医療相談サポートに関する注意事項

- これらのサービスは、(株)メディカルノート、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 対象の医療保険のご契約が有効である場合にご利用いただけます。対象の医療保険のご契約が終了している場合、または失効中の場合はご利用いただけません。

- これらのサービスは2021年1月18日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- その他ご利用にあたっての諸条件などにつきましては、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/iriyosoudansupport.html>をご確認ください。